

附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

①有形固定資産の明細

(単位:円)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却 累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残 高 (D)-(E) (G)
事業用資産	28,851,419,387	215,428,972	55,437,865	29,011,410,493	15,383,209,635	480,250,022	13,628,200,858
土地	7,008,116,459	5,699,728	13,027,051	7,000,789,136	-	-	7,000,789,136
立木竹	-	-	-	-	-	-	-
建物	20,090,148,350	104,671,852	19,950,000	20,174,870,202	14,257,336,491	445,278,983	5,917,533,711
工作物	1,748,758,037	48,380,316	2,220,180	1,794,918,173	1,125,442,719	34,942,250	669,475,453
船舶	477,476	-	-	477,476	430,425	28,789	47,051
浮標等	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	3,919,065	56,677,075	20,240,634	40,355,506	-	-	40,355,506
インフラ資産	41,106,379,548	423,399,920	24,203,245	41,505,576,223	21,245,765,773	461,200,348	20,259,810,450
土地	4,823,153,074	101,514,501	-	4,924,667,575	-	-	4,924,667,575
建物	2,109,297,429	17,744,400	-	2,127,041,829	1,024,270,791	39,966,676	1,102,771,038
工作物	31,778,033,157	228,825,764	9,939,103	31,996,919,818	18,706,368,649	421,233,672	13,290,551,169
その他	2,031,333,855	13,661,000	10,282,660	2,034,712,195	1,515,126,333	-	519,585,862
建設仮勘定	364,562,033	61,654,255	3,981,482	422,234,806	-	-	422,234,806
物品	960,485,391	38,224,290	15,066,998	983,642,683	834,354,020	44,607,689	149,288,663
合計	70,918,284,325	677,053,182	94,708,108	71,500,629,399	37,463,329,429	986,058,059	34,037,299,971

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については再調達原価とし、道路、河川及び水路の敷地については備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体（地方三公社、第三セクター等）においては、原則、取得原価とします。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

出資金	
市場価格のないもの	出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-------|--------|
| ア 建物 | 3年～50年 |
| イ 工作物 | 5年～60年 |
| ウ 物品 | 2年～15年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込み利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ リース資産
- ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

- ④ 棚卸資産 先入先出法による原価法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

ただし、一部の連結団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。

ただし、一般会計等においては、地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結団体については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 会計方針の変更 | 該当事項はありません |
| (2) 表示方法の変更 | 該当事項はありません |
| (3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更 | 該当事項はありません |

3 重要な後発事象 該当事項はありません

4 偶発債務 該当事項はありません

5 追加情報

(1) 連結対象団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
久喜宮代衛生組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	16.5%
埼玉東部消防組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	7.7%
埼玉県後期高齢者医療連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.5%
埼玉縣市町村総合事務組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.9%
彩の国さいたま人づくり広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.8%
広域利根斎場組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	8.0%
宮代町土地開発公社	地方三公社	全部連結	-
株式会社 新しい村	第三セクター等	全部連結	-
株式会社 ティーエムオーみやしろ	第三セクター等	比例連結	23%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は以下のとおりです。

ア 売却可能資産の範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

土地 263,311 千円 (263,311 千円)

建物 29,599 千円 (156,560 千円)

平成 29 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の括弧内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。